

市県民税にかかる税額控除について

◆ 税額控除

税源移譲による負担増の解消、配当所得や源泉所得に対する二重課税を排除する趣旨で定められています。

◎ 調整控除

所得税と個人市・県民税では、扶養控除などの人的控除額が異なります。この差による負担増を調整するため、個人市・県民税所得割額から以下の額を控除します。なお、合計所得金額が 2,500 万円超の場合調整控除は適用されません。

【控除額】

1. 個人市・県民税の合計課税所得金額※が 200 万円以下の場合

アまたはイのいずれか少ない金額の 5% (市民税 3% 県民税 2%)

ア 人的控除の差の合計額

イ 合計課税所得金額

2. 個人市・県民税の合計課税所得金額※が 200 万円超の場合

アからイを控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の5% (市民税 3% 県民税 2%)

ア 人的控除の差の合計額

イ 合計課税所得金額から 200 万円を控除した金額

※合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税山林所得金額および課税退職所得金額の合計額のことです。長期譲渡所得金額等の申告分離課税にかかる課税所得金額は含まれません。

【人的控除の差】 (基礎控除・配偶者控除を除く)

人的控除の種類		市・県民税	所得税	人的控除の差
障害者控除	障害者	26 万円	27 万円	1 万円
	特別障害者	30 万円	40 万円	10 万円
	同居特別障害者	53 万円	75 万円	22 万円
寡婦控除		26 万円	27 万円	1 万円
ひとり親控除	母	30 万円	35 万円	5 万円
	父	30 万円	35 万円	1 万円※
勤労学生控除		26 万円	27 万円	1 万円
扶養控除	一般	33 万円	38 万円	5 万円
	特定	45 万円	63 万円	18 万円
	老人	38 万円	48 万円	10 万円
	同居老親等	45 万円	58 万円	13 万円

※税制改正前の寡夫控除(令和2年度まで)の差額が採用されています。

(個人市・県民税控除額 26 万円 : 所得税控除額 27 万円の差額)

【人的控除の差】 (基礎控除・配偶者控除) 令和8年度(令和7年分)より適用

人的控除の種類		納税義務者の 合計所得金額	市・県民税	所得税	人的控除の差
基礎控除		2,400万円以下	43万円	48万円 ~ 95万円	5万円 ※1
		2,400万円超 2,450万円以下	29万円	32万円	
		2,450万円超 2,500万円以下	15万円	16万円	
		2,500万円超	適用なし		
配偶者控除	一般 (70歳未満)	900万円以下	33万円	38万円	5万円
		900万円超 950万円以下	22万円	26万円	4万円
		950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円	2万円
		900万円以下	38万円	48万円	10万円
	老人 (70歳以上)	900万円超 950万円以下	26万円	32万円	6万円
		950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円	3万円
		配偶者の 合計所得金額	省 略		適用無し ※2
		58万円超			
950万円超					
133万円以下 1,000万円以下					

※1 税制改正前(令和7年度まで)の差額が採用されています。

(個人市・県民税控除額43万円:所得税控除額48万円の差額)

※2 調整控除の計算は、平成31年度税制改正前の差額により算出した数値が適用されます。

<参考> 所得税基礎控除の改正について(令和7・8年は租税特別措置法より所得に応じて加算)

納税義務者の合計所得金額	所得税の基礎控除額		
	令和7・8年分	令和9年以降	改正前
132万円以下	95万円		48万円
132万円超 336万円以下	88万円	58万円	
336万円超 489万円以下	68万円		
489万円超 655万円以下	63万円		
655万円超 2,350円以下	58万円		

◎ 配当控除

株式の配当などの配当所得があるときは、次の式で算出し控除します。

※上場株式等の配当所得等について、申告により分離課税や申告不要を選択されると、配当控除は適用されません。

【控除額】

$$\text{配当控除額} = \text{配当所得の金額} \times \text{配当控除の控除率}$$

配当控除の控除率

種類		課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税		
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
私募証券 投資信託等	外貨建証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
	外貨建証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

◎ 寄附金税額控除

前年中に対象となる団体へ寄附をしたときは、次の額が差し引かれます。寄附金税額控除を適用するためには、対象の寄附について確定申告(住民税申告を含む)をする必要があります。(ふるさと納税の場合はワンストップ特例制度を利用することもできます)

控除額の計算

対象団体	控除額の計算方法	控除対象限度額
<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県共同募金会 ・日本赤十字社佐賀県支部 ・市・県が条例で定める団体 	$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 10\%$ ※①	寄附金のうち総所得金額等の30%が対象限度額
地方公共団体への寄附 (ふるさと納税・災害義援金)	$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 10\%$ ※① + 特例控除分 $= \frac{(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円})}{(90\% - \text{所得税の限界税率} \times 1.021)} \times$ ※② (注)波線部(特例控除分といいます)は調整控除後の市・県民税所得割の2割を限度とする + 申告特例控除分(ワンストップ特例分) ※③ $= \text{特例控除分} \times \text{別表の申告特例控除の割合}$	

※①10%の内訳は市民税6% 県民税4%。

※②所得税の限界税率…前年所得に対し課税される所得税において適用される最高税率。【⇒P19】

※③ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請し適用されている方のみ控除されます。【⇒P19】

別表

課税総所得金額 - 人的控除の差の合計額	所得税の限界税率	申告特例控除の割合
195万円以下	5%	5.105/84.895
195万円超 ~ 330万円以下	10%	10.21/79.79
330万円超 ~ 695万円以下	20%	20.42/69.58
695万円超 ~ 900万円以下	23%	23.483/66.517
900万円超 ~ 1,800万円以下	33%	33.693/56.307
1,800万円超 ~ 4,000万円以下	40%	—
4,000万円超 ~	45%	—

(参考) ふるさと納税ワンストップ特例制度について

次の要件をすべて満たす方は、寄附先の自治体に特例申請書を提出することで、翌年度の市・県民税から寄附金控除を受けることができます。

1. 確定申告や住民税申告を行う必要のない給与所得者や年金所得者

※確定申告を行う必要のある自営業者や、医療費控除や住宅ローン控除等を受けるため確定申告を提出した場合は対象となりません。

2. 寄附先の地方公共団体の数が5か所以内

※同じ地方公共団体に同年中に複数回寄附をした場合は、1か所への寄附とみなします。

ワンストップ特例申請が無効になる場合

- ・確定申告や住民税申告を行う必要があると見込まれる場合
- ・実際に確定申告や住民税申告を提出した場合
- ・5団体を超える地方公共団体へふるさと納税を行った場合
- ・ワンストップ特例申請に記載した住所が、寄附を行った年の翌年の1月1日の住民登録地と異なる場合※

※ワンストップ特例を申請した後、申請に記載した内容（住所など）に変更がある場合は、寄附をした翌年の1月10日までに寄附先の地方公共団体へ届出する必要があります

(参考) ワンストップ特例申請が無効になったとき、控除を受けるためには？

ワンストップ特例申請が無効となった場合は、寄附金受領証明書を添付し、税務署に所得税の確定申告（すでに本年度分の確定申告を提出済みの場合は、修正申告または更正の請求となります）を行う必要があります。所得税の確定申告等の具体的な手続きについては、税務署にご確認ください。

◎住宅借入金特別税額控除（住宅ローン控除）

住宅ローンを組み住宅の取得や増改築をした人が対象となる控除です。

平成 21 年度税制改正により、所得税の住宅借入金特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、市・県民税からも控除することができます。

【控除額】

＜1＞ または ＜2＞ のいずれかの少ない金額

＜1＞ 所得税の住宅借入金特別控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額

＜2＞ 入居年度に応じた以下の金額（①・②のいずれかの算式から計算）

①平成 21 年 1 月～平成 26 年 3 月、令和 4 年 1 月～令和 7 年 12 月の間に入居した人

所得税の課税総所得金額の 5%（控除限度額 97,500 円）

※ただし、令和 4 年中に入居した人のうち住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が 10%かつ一定の期間に住宅の取得に係る契約を締結した「特例特別特例取得」の区分に該当する場合は、所得税の課税総所得金額の 7%（控除限度額 136,500 円）が適用となります。

②平成 26 年 4 月～令和 3 年 12 月の間に入居した人

所得税の課税総所得金額の 7%（控除限度額 136,500 円）

※上記期間に入居した人で、住宅費用に含まれる消費税が 8%・10%以外の場合（個人間売買で消費税が発生しない場合など）は所得税の課税総所得金額の 5%（控除限度額 97,500 円）が適用となります。

（参考）住宅ローン控除を受けるためには？

市・県民税において控除を受けるためには、税務署で確定申告または勤務先の年末調整において住宅ローンの年末残高証明書等の必要書類を提出する必要があります。

（住宅ローン控除を初めて受ける場合は、必ず確定申告をする必要があります）

住宅ローン控除を含めて確定申告をしていない場合や年末調整において適正な計算・処理をされていない場合は、市・県民税において正しい控除額を適用することはできませんのでご注意ください。

◎外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税および個人市・県民税に相当する税が課税された場合は、一定の方法で外国税額が差し引かれます。

（注意）外国税額控除を受ける場合は、確定申告が必要となります。

【控除額】 以下の順に控除します

- (1) 所得税において所得税の控除限度額まで控除
- (2) 所得税において控除しきれない場合は、県民税の所得割から限度額まで控除
- (3) 県民税から控除しきれない場合は、市民税の所得割から限度額まで控除

所得税控除限度額 (A)

$$= \text{その年分の所得税額} \times \text{その年分の国外所得総額} / \text{その年分の所得総額}$$

$$\text{県民税控除限度額} = (A) \times 12\%$$

$$\text{市民税控除限度額} = (A) \times 18\%$$

◎ 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

一定の上場株式等の配当所得や、「源泉徴収あり」を選択した特定口座内の上場株式等にかかる所得について、『県民税配当割額』・『県民税株式譲渡所得割額』※として「分離課税」され、配当の支払者等が配当などを支払う際に天引きされます（特別徴収）。特別徴収された時点で課税と徴収が終了しているため、原則として申告は不要です。しかし、納税義務者本人の選択により申告を行った場合には、それらの所得を含めて市・県民税の税額を計算します。しかし、それだと二重課税となるため、特別徴収額を市・県民税の所得割額から控除する制度です。

※いずれの名称も『県民税』となっていますが、個人市・県民税を合算した税額です。

特別徴収された税額は、その納税義務者の住所地の都道府県に納められた後、都道府県から市町村に対して、市民税相当分を分配する形がとられています。

【控除額】

市民税（所得割）分 = 配当割額・株式等譲渡所得割額の5分の3

県民税（所得割）分 = 配当割額・株式等譲渡所得割額の5分の2

市・県民税所得割から控除しきれない額（控除不足額）がある場合は、還付または市税等の徴収金に充当されます。

（注意）配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除を受けるためには？

確定申告書 第二表（裏面）の○住民税・事業税に関する事項内の「配当割額控除額」と「株式等譲渡所得割額控除額」の欄に記入してください。記入が漏れている場合は適用されません。

○ 住民税・事業税に関する事項

住 民 税	非上場株式の 少額配当等	非居住者 の特例	配当割額 控除額	株式等譲渡 所得割額控除額
	円	円	円	円